

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「事務部局」の下に「情報科学芸術大学院大学、」を加え、「情報科学芸術大学院大学」を削り、「四、四六五人」を「四、四九五五人」に改め、「同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー」の項中「美術館、現代陶芸美術館」を「情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館」に改め、「情報科学芸術大学院大学」を削り、「一七三人」を「一八九人」に改め、同表企業会計職員(都市建築部)の項中「六七人」を「七一人」に改め、同表議会の事務部局の項中「二九人」を「三五人」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「五人」を「七人」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「二〇人」を「二二人」に改め、同表人事委員会の事務部局の項中「二二人」を「一四人」に改め、同表労働委員会の事務部局の項中「八人」を「一〇人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二八四人」を「二九三人」に改め、同表学校の項中「五、三五八人」を「五、三七〇人」に、「四、五九六人」を「四、六〇七人」に改め、同表警察の項中「三、九六三人」を「三、九七五人」に、「三、五二七人」を「三、五三五人」に、「二、〇六七人」を「二、〇七二人」に、「一、〇八三人」を「一、〇八六人」に改め、同表合計の項中「二四、三八四人」を「二四、四八一人」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、九六〇人」を「一二、〇三〇人」に、「一一、三五八人」を「一一、四三八人」に改め、同表特別支援学校の項中「二一〇人」を「二二〇人」に、「二〇一人」を「二一人」に改め、同表合計の項中「一二、二〇一人」を「一二、二八一人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。